

## 平成25年度第2回社会福祉法人焼津市社会福祉協議会改革検証特別委員会 議事録

1 日時 平成25年11月14日（木） 午前9時30分から午前11時30分まで

2 場所 焼津市総合福祉会館3階大会議室

3 出席者等

(1) 委員 加藤あけみ、古井慶治、村田隆弘、山竹葉子、志水 AND 子

(3) 欠席者 福與秀三（副会長）

(4) 事務局 石川順（事務局長）、落合和弘（総務課長）、古川譲治（事業課長）、藤田壽郎（大井川支所長）、高橋正之（経理係長）、仁科貴之（庶務・会館係主任）

4 議事

(1) 事前送付資料の説明

(2) 会計及び出納関係再発防止策について

(3) 人事及び組織関係再発防止策について

(4) その他

5 議事の経過と結果

【総務課長 落合和弘】

松田委員が一身上の都合により委員を辞退されたため、後任として志水氏を委員として委嘱する。本日、会長及び副会長が欠席であるため、石川常務理事から委嘱状を交付する。

※石川常務理事から志水氏に委嘱状を交付した。

※志水委員から自己紹介をしていただいた。

【総務課長 落合和弘】

第2回社会福祉法人焼津市社会福祉協議会改革検証特別委員会を開催する。加藤委員長から御挨拶をいただく。

※加藤委員長から御挨拶をいただいた。

【総務課長 落合和弘】

これより先の委員会の進行は、加藤委員長にお願いする。

【加藤あけみ委員長】

始めに、議事1の「事前資料の説明」について事務局からの説明を求める。

【総務課長 落合和弘】

事前資料については、前回、委員の皆様から御意見のあった「規程集」、「平成25年3月31日現在の流動資産 預貯金の内訳表」、「財産目録の写し」、「事務決裁フローチャート」及び「平成25年度の事務分掌」を用意させていただいた。

まず、規程集の19ページの「処務規程」を御覧いただきたい。第2条「事務の決裁」についてであるが、本会の事務は、すべて会長の決裁により処理することが規定され

ている。第3条には「事務の専決」が規定されている。本会の事務をすべて会長決裁により処理することは現実的でないことから、決裁権限者を規定している。24ページに別表があり、その別表に記載されている事務については、右側の欄の者が決裁権限者となっている。次に、32ページの経理規程であるが、これは本会の経理について規定されている。33ページの第6条には「会計責任者」、「出納責任者」及び「会計職員」を規定している。第2条に規定する経理事務を行うため会計責任者を置き、経理事務のうち金銭の出納及び保管に関する事務を行うため出納責任者を置くこととしている。40ページの第45条に「月次報告」を規定し、会計責任者は毎月の報告書を作成し、会長に提出しなければならないとしている。52ページの「印章規程」では、第3条に「印章の看守」を規定し、印章の管理を厳正に行うこととしている。53ページから55ページまでのページには印章の印影が規定されている。

次に、「平成25年3月31日現在の流動資産 預貯金の内訳表」を御覧いただきたい。平成24年度の収支計算書にある財産目録の預貯金の内訳である。それぞれの金融機関の支店ごとの預金残高、口座の用途及び保管場所を記載している。

次に、「事務決裁フローチャート」についてであるが、これは処務規程の決裁の流れを図式化したものである。別表1の「財務に関する事項」及び「出納に関する事項」に該当する事務については、合議として経理担当者及び経理担当課長の確認を要することとしている。

次に、「平成25年度の事務分掌」についてであるが、これは事務に従事している職員数がどの程度いるのかを示すものである。なお、福祉老人センターについては、施設管理業務のみであるので、この表からは省略させていただいた。

以上で、事前に送付させていただいた資料の説明を終了する。

**【加藤あけみ委員長】**

事務局の説明について、意見があれば発言していただきたい。

**【古井慶治委員】**

経理規程第6条に会計責任者及び出納責任者を定めることとなっているが、具体的に会計責任者及び出納責任者は誰なのか。「平成25年度の事務分掌」(4)経理係に記載されている者か。

**【総務課長 落合和弘】**

前回お分けさせていただいた調査報告書を御覧いただきたい。調査報告書の30ページの中段に記載されているが、本所の会計責任者は石川事務局長、出納責任者は落合課長、会計担当者は高橋係長、出納担当者は橋ヶ谷主事で、大井川支所では出納責任者は藤田支所長、出納担当者は法月主任である。

**【山竹葉子委員】**

別表1の専決権者の区分について、重要な事務かそうでないかはどのように判断しているのか。

**【事務局長 石川順】**

明確な基準はない。

**【山竹葉子委員】**

起案をする者が、通常よりも重要であると判断すればその者に決裁を求めるということか。

【事務局長 石川順】

そのとおり。過去を踏襲し、又は参考にし、より重要であると判断した場合は、上位の者が専決権者となるよう決裁する。

【村田隆弘委員】

例えば、別表1の「財務に関すること」の中で「予算執行に関すること」については、一件200万円未満は常務理事となっているが、一件200万円以上は誰が決裁するのか。

【事務局長 石川順】

200万円以上の案件については、会長決裁となる。

【村田隆弘委員】

別表1の「出納に関すること」の中で「収入調定に関すること」については、金額にかかわらず、すべて事務局長が専決権者となるのか。

【事務局長 石川順】

あくまでも収入調定の帳票の処理をすることだけであり、それ以前の諸手続きについては、「一般事務に関する事項」で決裁をする。支出についてもそうだが、予算執行及び支出負担行為については金額の規模により専決権者が変わるが、支出手続きについては、ここでいう支出命令であるが、課長専決としている。

【古井慶治委員】

調査報告書の中で、今回の横領の原因として「資金移動」が挙げられているが、「資金移動」については、別表1の事務でどれに該当するのか。印章があればそれで処理できるものなのか。

【事務局長 石川順】

御指摘のとおり「資金移動」に関する区分がなく、判断ができない状態である。その他の内容についても同様であるため、別表1を精査して充実させる作業をしている最中である。現在は、資金移動については、金額の多少にかかわらず会長決裁としている。

【村田隆弘委員】

小口資金の貸付、旅費欠乏者の援護について、嘱託職員や臨時職員が主担当であることは妥当か。

【事務局長 石川順】

生活相談・支援も含め県社協の補助事業になっており、その事業を熟知している職員にやらせているが、最終的には係長及び課長がチェックをしている。

【山竹葉子委員】

固定資産として計上される積立金については、移動させることはあるのか。

【経理係長 高橋正之】

例えば退職手当積立金については、退職する職員がいればその積立金を取り崩すことになるが、その取り崩す額に応じて処務規程別表1に定める専決権者により決裁す

ることとしている。なお、積立金は、その目的以外のところに移動させることはない。

**【古井慶治委員】**

流動資産だけでも多くの通帳があるので、できるだけシンプルにすることはできないのか。

**【経理係長 高橋正之】**

清水銀行及び焼津信用金庫の通帳が多い。以前に焼津市役所内に本会の事務所があり、清水銀行焼津支店が目の前にあったという立地条件から清水銀行焼津支店が本会のメインバンクとして機能していたということ、また、焼津市の指定金融機関が焼津信用金庫であり焼津市役所内にあったことから、これら2銀行の通帳を取り扱うこととしている。通帳は、管理しやすくするため、会計ごとに分けて保持している。社会保険料等の支払を1つの通帳で管理すると、支払ったかどうかの確認しにくくなってしまうおそれがある。また、焼津市から委託を受けて行っている包括支援センター事業等についても通帳を分けて管理する必要があることから、通帳の本数が多くなっている。

なお、定期預金について、焼津市外に支店がある金融機関のものがあるが、これについては、更新の時期に合わせて焼津市内の金融機関に移動させることとしている。

**【古井慶治委員】**

意見であるが、金融機関を分けて預金等をしている方が倒産等のリスクを分散させるということでは非常に有効な手段であるが、金額が多いので、安全に確実に有利に運用するのが課題となると思う。

**【村田隆弘委員】**

以前の横領は、どの金融機関の口座で行われたのか。

**【総務課長 落合和弘】**

調査報告書の5ページを御覧いただきたい。

**【加藤あけみ委員長】**

他に質問がないようなので、次の議題に移ることとする。

次に、議事2の「会計及び出納関係再発防止策について」について、事務局からの説明を求める。

**【総務課長 落合和弘】**

本会が行った再発防止策が15項目あり、その一つ一つを検証していただく。

項目1「不定期による預金通帳や定期預金証書の預金残高と帳簿残高の照合及び証書の適正な管理」については、時期を定めず、預金通帳や定期預金証書の預金残高と帳簿残高を照合し、預金残高等の増減の確認をしている。

項目2「小口現金以外の金融機関からの出金を原則禁止」については、4月1日から、小口現金を除き、金融機関からの現金支出を原則禁止している。

項目7「毎月末での出納検査の実施」については、毎月末の現金預金日計表を作成し、会長まで決裁をしている。決裁には、それぞれの口座番号ごとの預金通帳のコピーも添付しており、本所であれば総務課長が、大井川支所であれば大井川支所長が照合を行っている。定期預金の証書等については、貸金庫に保管することとしている。

積立金については、積立金台帳を作成し、確認することとしている。小口現金等については、経理係職員が出納を管理しているが、現金残高は経理係職員以外の職員が毎月確認をしている。

項目8「金銭管理の適正化」及び項目11「金銭管理マニュアルの作成」については、支払事務フローチャート（4種類）を御参照いただきたい。

項目10「印鑑及び通帳の管理の適正化」については、従来は、会長印及び銀行印は事務局長が管理し、執務時間中は職員の使用が可能であり、通帳も金庫の中に保管し、経理担当者が金庫の鍵を保管していた。現在は、会長印及び金庫の鍵は事務局長が、銀行印は総務課長がそれぞれ管理することとした。執務時間終了後は暗証番号式の金庫に保管し、当該暗証番号はそれぞれの者しか分からないようになっている。流動資産の通帳については、金庫に保管し、事務局長が管理することとしている。大井川支所の銀行印については、大井川支所長が暗証番号式の金庫で保管している。福祉老人センターの経理は本所で行っているため、不正な出金はできないようになっている。

以上で、事務局からの説明を終了する。

**【加藤あけみ委員長】**

事務局の説明について、意見があれば発言していただきたい。

**【村田隆弘委員】**

今回の事件は、支払事務フローチャート（口座振替）の流れの中で起こったことか。

**【総務課長 落合和弘】**

このフローチャートは、事件後に作成したもので、事件前はこのフローチャートに沿った事務は行っておらず、経理も一人で行っていた。

**【古井慶治委員】**

支払事務フローチャート（支出承認）の中で「検収担当者」が検収するということになっているが、だれが「検収担当者」となるのか。

**【総務課長 落合和弘】**

本会の職員も多くはないため、現在は、検収は事務担当者的上司が行っている。今後は、別の係員が検収することも検討する。

**【古井慶治委員】**

基金の資金運用について、確実かつ有利に運用することになっているが、両方を兼ねるのは難しいため、有利であるよりも確実性を採った方が良いのではないかと。今後の方針を伺いたい。

**【事務局長 石川順】**

評議員会でも質問があったが、どのような方法で資金運用をしていくかについては、ルールはない。安全性を重視しながら、その中で最も有利な方法を探ることを模索したい。

**【村田隆弘委員】**

積立金台帳を見ると、年利率が高いもの（年1.20%）があるが、これを利用しない理由は何か。

**【経理係長 高橋正之】**

基本的には最低の利率は年0.025%である。それ以上を求める場合は、1000万円以上の資金を2年以上定期預金にしなければならない。積立金台帳の備考欄にも記載してあるが、これは国債である。

**【加藤あけみ委員長】**

他に質問がないようなので、次の議題に移ることとする。

次に、議事3「人事及び組織関係再発防止策について」について、事務局からの説明を求める。

**【総務課長 落合和弘】**

項目3「一人での残業や土日出勤での業務執行の原則禁止」については、やむを得ない場合に限り、所属長の許可を得て複数の職員による勤務を行うこととしている。

項目6「コンプライアンス研修会の実施」については、今年5月22日に全職員を対象に行った。今年11月18日には「リスクマネジメント研修」を全職員に対し行う予定である。

項目9「経理と出納の分離」については、事件前は一人の職員が経理及び出納を担当していたが、現在は、経理及び出納を別々の人間が担当している。本年7月1日から「経理係」も新設した。平成25年11月1日及び平成26年4月1日から新規に職員を採用し、組織の充実を図っている。

項目4「外部監査の実施」については、公認会計士の大橋氏の御協力をいただき、平成26年度から外部監査を実施する準備をしている。

項目13「事件説明及び謝罪広報の掲載」については、「社協やいづ」等にお詫びを掲載し、各支部に出向き、一つ一つ説明をさせていただいた。この委員会に置いて「検証した内容も含めて、ホームページ等に公開をしていく予定である。

以上で、事務局からの説明を終了する。

**【加藤あけみ委員長】**

事務局の説明について、意見があれば発言していただきたい。

**【志水和子委員】**

総務課の4つの係の人数を教えてください。

**【事務局長 石川順】**

本日現在で、庶務・会館係は正規4人、臨時4人の合計8人。経理係は正規2人。地域福祉係は正規4人、生活相談・支援係は正規1人、嘱託及び臨時が3人の合計4人となっている。

**【村田隆弘委員】**

事務分掌上の「介護員」とは、正規職員か。

**【事業課長 古川譲治】**

介護員は、正規職員及び臨時職員がいる。

**【古井慶治委員】**

将来的に組織図及び職員の配置の方針を伺いたい。

**【事務局長 石川順】**

大井川町と合併して5年が経過し、大井川支所に在籍していた者を本所に、本所に

在籍していた者を大井川支所に異動させるなど、硬直しないよう人事異動を行っている。また、職員と面談し、できる限り希望を反映させて異動をさせている。

**【加藤あけみ委員長】**

他に質問がないようなので、次の議題に移ることとする。

最後に、議事4「その他」について、事務局からの説明を求める。

**【総務課長 落合和弘】**

他に必要な資料があれば提供するので、御連絡いただきたい。

**【加藤あけみ委員長】**

以上で、本日の会議を終了する。

※次回は、平成25年12月13日午後1時30分から開催することとした。